

【 論 文 】

韓国における宿泊施設の基盤整備に向けた取り組みについて

—インバウンド旅行の受け入れを中心として—

Policy Initiatives toward the Institutional Development for the Revitalization of
the Lodging Industry in Korea: With a Focus on the Reception of Inbound Tourists

李 貞順*
Lee JungSoon

【 要 旨 】

本稿では、ソウル一極集中化による宿泊施設不足、高騰する宿泊価格等の課題を抱えている韓国インバウンドの現状の中で、韓国インバウンド旅行市場で圧倒的な割合を占める中国人旅行者と、それに次ぐ割合である日本人旅行者の宿泊需要特性を把握した上で、宿泊施設の基盤整備に向けた取り組みについて考察した。考察の結果、課題解決のためには大枠で旅行需要を捉えるのではなく、旅行需要の多様性に応じた政策や制度設計がいかに有効であるかが確認できた。

Keywords : インバウンド旅行、宿泊施設、旅行需要特性

I. はじめに

韓国におけるインバウンド観光客数¹は、2000年に約870万人であったが、2012年に約1,100万人、2013年には約1200万人を超え、2014年には、1400万名を記録した。マーズの影響で、前年比減少を見せた2015年を除けば、年平均で約12%増加している。しかし、急激なインバウンド観光客の増加に伴い、宿泊施設の不足とその品質の向上が喫緊の課題となっている。

韓国観光公社が2011年に行った調査²によると、韓国への旅行を計画したが、実施できなかった旅行者について、その理由を尋ねると、外国からの個人旅行者の48.8%が、宿泊に関わる問題を理由に挙げている。また、国内の旅行会社³の64.1%、海外の旅行会社⁴の46%が、宿泊問題が理由で、顧客獲得に結び付かなかったことがあると答えている。そして、その地域については、海外の旅行会社は、ソウルが86.9%、済州島が63.5%であり、国内の旅行会社はソウルが85.7%、済州島が70.3%であり、宿泊施設の需要が特定の地域に集中していることが分かった。

この調査で顧客獲得に失敗をした旅行会社が挙げている宿泊問題とは、‘客室不足’が76.6%、‘高価格’が56.6%等であった。もし、宿泊問題が解決されたなら、という質問に対し、国内の旅

* 阪南大学国際観光学部 准教授

Associate Professor, Faculty of International Tourism, Hannan University.

¹ 文化体育観光部、2015年基準 観光動向に関する年次報告書、2016年、18頁

² 韓国観光公社、外来観光客宿泊予約失敗調査、2012年、1~41頁

³ 旅行素材を手配するランドオペレーター

⁴ 韓国への旅行商品を販売する海外の旅行会社

行会社は前年比（2011年比）120.7%、海外の旅行会社は129.2%まで顧客を増やすことが可能であろうと答えている。

このように、韓国では、持続的なインバウンド観光客誘致に向けて、特定地域への需要の集中、宿泊施設の不足、高価格、品質等が課題となっており、国全体の観光産業の競争力を低下させる大きな原因となりうると指摘されている。しかし、韓国の観光宿泊施設の中で、外国人観光客の利用頻度が最も高いのはホテルであり、インバウンド観光客の約70%が利用している⁵が、ホテルは、土地の取得、設備、備品、什器など多額の初期投資が必要な事業である。一般商品財の場合は、需要が増加すると、需要に合わせて生産増が容易であるが、ホテルの場合、事業特性として、限定された客室をもって、需要に応じるので、柔軟な需給の調整が困難である。また、需要動向の把握は国内外の環境変化に影響を受けやすく難しい。特にインバウンド観光客需要は、為替の変動、国家間の争いやテロ、伝染病の流行、国際的イベントの開催な等多種多様な要因によって左右されやすい。

このような理由もあり、宿泊の基盤を整えるには、国の方針や中長期的な需要予測に基づき、行う必要があり、新たなホテル客室の数を拡充することに加え、既存の宿泊施設の効率的な運用、管理することが求められる。

このような要求に対して、韓国政府は、新規ホテルの建設に向けて法的規制緩和や既存観光ホテルの等級制度の見直し、その他の宿泊施設に対する品質向上に向けて品質認定制度を設けるなど、宿泊施設の新規拡充と既存の宿泊施設の質の向上や効率的な運用についての方策を講じている。

最近では、その成果を上げており、インバウンド旅行者における年度別の宿泊に関する満足度を見ると、‘満足’の比率が2011年は70%だったのが、2015年度は90.1%へと高まって来ている。

表1.年度別宿泊に関する満足度（単位：％）

区分	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
満足	90.1	88.6	83.1	81.6	70.0
普通	9.0	10.2	15.0	15.9	24.8
不満足	0.9	1.1	1.8	1.7	4.4

注：満足は‘大変満足＋満足’を合わせたもの

出典：文化体育観光部、2015年外来観光客実態調査より

本稿では、韓国におけるインバウンド観光需要に伴う宿泊需要の現状を把握した上で、宿泊施設の現況や宿泊施設活性化のための取り組みについて考察する。この研究により特にインバウン

⁵ 文化体育観光部、2015年外来観光客実態調査、2016年、121頁

ド観光客誘致における今後の宿泊産業のあり方について幅広く検討を行い、韓国と類似した課題を抱えつつある日本においての課題解決に向けて考えるためのヒントが得られるのではないかと考える。

II. 韓国宿泊産業の現状

1. 宿泊業を取り巻く旅行需要の動向

韓国のインバウンド観光者数⁶は、2014年に過去最多の約1,420万人を記録した。国籍別の割合を見ると、中国人観光客の割合が最も多く全体の43.1%、日本人が16.1%、欧州が6%、米国が5.4%の順である。ここでは、韓国におけるインバウンド2大市場である中国人と日本人について近年の旅行需要の動向を考察してみたい。

(1) 中国人の訪韓観光の特徴

中国人の訪韓観光者数⁷は2000年44万人であったのが、2007年に100万人、2011年には200万人、2013年に400万人を突破、2014年には前年比41.6%増加⁸し6,126,865人を記録した。また、韓国のインバウンド観光客の市場に占める割合⁹も、2002年10%から2014年には43.1%に拡大し、韓国における最大のインバウンド市場として位置づけられるようになった。

中国人インバウンド観光客について概観すると、女性観光客数が増加しており、2014年では63%を占めている。年齢別では、20代の割合が最も多く、30代までを含むと、平均47.7%（2011年～2014年）と半数近くを占める。

また、旅行形態を見ると、日本人の訪韓旅行と比べて、団体旅行の割合が多く、リピーターの比重が年々減少傾向にある。滞在期間は日本人よりは長いものの、10日から7日へと短くなってきている。

そして、観光目的の訪問者の割合が年々増加し2014年には77.8%を占めており、主な訪問目的を見ても、余暇目的の割合が2011年59.1%から2014年に77.9%へと増加傾向にある。訪問地域がソウルとその周辺の京義圏や済州島を中心に、限定された地域への集中が見られる。滞在中に行う主な活動では、ショッピングの割合が目立って多い。

⁶ 文化体育観光部、2014年基準観光動向に関する年次報告書、2015年、21頁

⁷ 観光統計、観光知識情報システムホームページ、www.tour.go.kr、2016年9月閲覧

⁸ 文化体育観光部、2014年基準観光動向に関する年次報告書、2015年、4頁

⁹ 同上、21頁

表2. 中国人の訪韓観光の変化 (%)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年
*訪問者数	2,220,196人	283,689人	4,326,869人	612,6865人
*性別	男性 49 女性 51	男性 44 女性 56	男性 41 女性 59	男性 37 女性 63
*観光目的	59.1	71.6	72.5	77.8
*滞在期間	10.9日	8.4日	9.9日	7.7日
*年齢	21~30才 26 31~40才 23 41~50才 23	21~30才 25 31~40才 23 41~50才 22	21~30才 24. 31~40才 22.7 41~50才 20.7	21~30才 24.4 31~40才 22.8 41~50才 18.2
#主な訪韓目的	余暇 48 事業専門活動 18.6 知人訪問 13.8 買い物 9.8 その他 8.8	余暇 49 事業専門活動 15.4 知人訪問 11.7 買い物 9.8 その他 14	余暇 59.5 事業専門活動 13.4 知人訪問 8.5 買い物 8.7 その他 10	余暇 74.4 事業専門活動 5.9 知人訪問 2.9 買い物 12.5 その他 4.3
#訪韓回数	1回 68.5 2回 14.8 3回 6.0 4回 10.7	1回 70.3 2回 13.0 3回 5.9 4回 10.9	1回 74.3 2回 12.2 3回 4.9 4回 8.7	1回 79.8 2回 11.6 3回 3.8 4回 4.8
#訪問圏域 (複数回答)	ソウル圏 91.3 京義 26.4 済州圏 23.6	ソウル圏 86.2 済州圏 25.8 京義 21	ソウル圏 79.3 済州圏 35.1 京義 17.2	ソウル圏 77.8 済州圏 34.2 京義
#旅行形態	個人 61.8 団体 36.1 Air-tel2.	個人 63.4 団体 33.4 Air-tel3.2	個人 53.8 団体 42.8 Air-tel3.4	個人 57.8 団体 39.4 Air-tel2.8
#訪韓活動 (複数回答)	ショッピング 81. グルメ 51.2 自然鑑賞 20.	ショッピング 85.7 グルメ 60. 自然鑑賞 18.6	ショッピング 82.8 グルメ 47.7 シティツアー 23.2	ショッピング 87.7 グルメ 60.7 自然鑑賞 42.7

出典：#は、文化体育観光部、2011~2015年外来観光客実態調査。

*は、2011~2014年観光統計、観光知識情報システムホームページ参照に作成。

(2) 日本人の訪韓観光の特徴

日本人の訪韓観光¹⁰は、1965年「韓日国交正常化」からその交流が本格的に始まり、その後、訪問者数は急激に伸び、1971年には訪韓外国人旅行者の割合で、日本人が41.5%を占め、初めて第1位を記録して以来、2012年まで韓国でのインバウンド観光客の割合で首位の座を守ってきた。しかし、2013年以降、円安や日韓の外交問題などの要因によって減少が続き、2014年には約228万人、割合では16.1%となっている。

日本人のインバウンド観光客について概観すると、中国人と同様女性の割合が半分以上を占めている。年齢別では、20代から50代までの年齢層が満遍なく占めており、中国人の訪韓観光者と比べて40~50代の年齢層が多い。また、旅行形態を見ると、個人旅行とリピーターの割合が多く、2014年の数字で見ると、個人旅行が、72.6%、2回以上のリピーターが71.7%となっている。滞在期間は平均3.4日で短い方であるが、滞在中の主な活動はショッピングとグルメに加え、2014年には、故宮・歴史遺産の巡りが増えている。その影響からか、訪問地域でも、ソウ

¹⁰ 文化体育観光部、2014年基準観光動向に関する年次報告書、2015年、21頁

ルを旅行する人が最も多いが、世界遺産のある慶州（慶尚圏）や水原（京義圏）の訪問者が多い。

表 3. 日本人の訪韓観光の形態（％）

区分	2011年	2012年	2013年	2014年
*訪問者数	3,289,651人	3,518,792人	2,747,750人	2,280,434人
*性別	男性 41 女性 59	男性 41 女性 59	男性 43 女性 57	男性 44 女性 56
*観光目的	97.4	97.2	95.8	95.2
*滞在期間	3.2日	3.3日	3.5日	3.6日
*年齢	21～30才 21 41～50才 19 31～40才 18	41～50才 20 21～30才 20 51～60才 18	41～50才 21.1 21～30才 19.4 31～40才 18.5	21～30才 22.7 31～40才 22.1 41～50才 19.2
#主な訪韓目的 (複数回答)	余暇 50.8 事業専門活動 23.6 知人訪問 9.4 買い物 12.8 その他 3.2	余暇 45.2 事業専門活動 17.6 知人訪問 9.7 買い物 20.7 その他 6.7	余暇 45.7 事業専門活動 16.7 知人訪問 9.7 買い物 22.2 その他 5.8	余暇 52.1 事業専門活動 20.2 知人訪問 8.9 買い物 13.3 その他 5.5
#訪韓回数	1回 49.1 2回 20 3回 9.6 4回 21.2	1回 35.7 2回 20.7 3回 13.2 4回 30.4	1回 30.9 2回 17.6 3回 14.1 4回 37.4	1回 28.3 2回 14.2 3回 13.2 4回 44.3
#訪問圏域 複数回答	ソウル 69.3 慶尚 19.5 京義 12.3	ソウル 73.7 慶尚 17.9 京義 11.6	ソウル 75 慶尚 20.2 京義 10.4	ソウル 80.9 京義 17.9 済州 16.7
#旅行形態	個人 56.6 団体 23.5 Air-tel20	個人 57 団体 17.3 Air-tel25.7	個人 67.7 団体 15.3 Air-tel17	個人 72.6 団体 5.2 Air-tel22.2
#訪韓活動 (複数回答)	ショッピング 76.5 グルメ 64.9 美容観光 21.1	ショッピング 77.2 グルメ 61.7 ビューティ 17.9	ショッピング 73.4 グルメ 56.6 ビューティ 15.4	グルメ 61.2 ショッピング 59.6 故宮歴史遺跡 24.8

出典：#は、文化体育観光部、2011～2015年外来観光客実態調査。

*は、2011～2014年観光統計、観光知識情報システムホームページ参照に作成。

2. 宿泊施設の需要動向

日本人の観光客と中国人の観光客が利用する宿泊施設は表4で示しているようにホテルが最も多い。しかし、ここ数年日本人の観光客の場合、ホテルの利用する割合が、減少傾向にある。一方、ユスホステル／ゲストハウス／旅館／モーテルの利用者の割合が増加傾向にある。また、中国人の観光客はもともと日本人に比べ、ホテルの利用率が低く、ユスホステル／ゲストハウス／旅館／モーテルの利用者の割合が多く、その割合が、2011年15.3%から2013年13%へ、減少したものの、2015年には15.3%へと再び増加している。

表 4. 年度別日本人・中国人利用宿泊施設 (%)

区分	2015年		2014年		2013年		2012年		2011年	
	日本人	中国人	日本人	中国人	日本人	中国人	日本人	中国人	日本人	中国人
ホテル	79.6	69.9	82.3	76.7	84.0	69.6	84.4	59.7	86.9	59.5
ユースホステル/ ゲストハウス/ 旅館/モーテル	10.1	15.3	9.1	13.0	7.7	10.9	7.4	12.5	7.6	15.3
親戚/知人の家	5.8	9.5	4.2	4.2	4.8	11.1	6.2	15.3	5.8	20.4
学校/会社寮/ 研修院	2.6	2.6	3.1	2.3	3.0	6.8	4.3	11.9	3.4	6.3
コンドミニアム/ ペンション/ レジダンス	1.9	2.9	2.6	5.4	3.5	6.1	3.0	4.9	1.9	5.3
ホームステイ	0.4	2.0	0.5	1.4	—	—	—	—	—	—
お寺	0.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	0.4	0.5
その他	0.5	1.6	0.8	0.4	0.9	0.3	1.0	0.3	0.8	0.5

注1) 利用宿泊施設をすべて選択

2) 1泊以上宿泊した外来観光客を対象に分析

3) ‘ホームステイ’は2014年から追加された項目

出典：文化体育観光部、2011年～2015年外来観光客実態調査を参照に作成

次に宿泊施設の価格については、2011～2012年に韓国文化観光研究院が行った調査（インバウンド観光客の宿泊施設利用実態及びニーズを測定するために行ったアンケート）¹¹⁾によると、まず、韓国のインバウンド市場の主要3カ国である日本、中国、アメリカの観光客が支払っている平均宿泊料金は、一泊あたり218,310¹²⁾ウォンである。これに対し、インバウンド観光客が適切であると考える宿泊料金は一泊あたり138,649ウォンであり、韓国での宿泊料金が高いと感じていることが分かる。

さらに詳細に当該調査を分析すると、日本人観光客の場合、一泊の平均宿泊料金として支払っている金額が、個人旅行が175,106ウォン、団体旅行が186,644ウォンである。一方、中国人観光客は、個人旅行が310,582ウォン、団体旅行が79,421ウォンである。

これに対し、適切であると考える料金に関しては、日本人観光客は、団体旅行と個人旅行がほ

¹¹⁾ 文化体育観光部、観光宿泊施設需給分析研究、2012年、84～89頁

¹²⁾ 一日平均宿泊費は日本人観光客、176,104ウォン、中国人観光客296,284ウォン、アメリカ人観光客、215,269ウォンとなっている。

ば変わりなく約15万ウォン程度であると答えている。これは韓国における客室価格では、ビジネスホテルクラスの価格帯である。

また、中国人の観光客が考える適切な料金は、個人旅行が約9万ウォン、団体旅行では76,751ウォンであり、旅行形態によって違いがあるものの、日本人観光客に比べ、低価格の宿泊施設を好む傾向が強いようだ。

次に、宿泊施設選択時に重視する条件については、中国人の観光客と日本人の観光客は共通してアクセスの良い立地条件を第一に挙げ、次いで価格、施設内容の順であった。しかし、もう少し詳細に見ると、日本人観光客は、立地条件を重視する割合が比較的に高かったことに対し、中国人観光客は立地条件と価格に対する要求割合がほぼ同じであり、より価格を重視しているように考えられる。ただし、個人旅行においては、日本人観光客と中国人観光客双方とも、立地条件を最も重視すると答え、差異が見られなかった。

最後に本調査によると、再訪問の際に利用したい宿泊施設について、日本人の場合は、ホテルとする割合が80.4%と最も高く、中国人の場合は、ホテルとする割合は、47.5%にすぎず、ユースホテル/ゲストハウスが14.4%、コンドミニアム/レジダンス・インが8.1%であるなど、ホテル以外の宿泊施設を利用したいとする割合が日本人より高かった。

他方、宿泊施設に関する満足度を見ると、インバウンド観光客全体の満足度は、前述のように2011年から2015年までの間に70%から90.1%に向上している。しかし、訪問者の国別の満足度を見ると、中国人観光客の場合、2011年以降、満足度の割合が年々増加する傾向にあり、しかも満足度の水準が高い。一方、日本人観光客の場合は、満足度は増加しているものの、中国人観光客と比べると満足度水準がかなり低いことが分かる。

表5. 宿泊に関する満足度

区分	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年	
	中国人	日本人	中国人	日本人	中国人	日本人	中国人	日本人	中国人	日本人
満足度及び 満足比率	3.97	3.59	4.17	3.91	4.11	3.91	91.1%	77.7%	92%	79.1%

注；2011年～2013年は5点満点の評価、2014年～2015年は‘非常に満足’と‘満足’を選択した割合

出典：文化体育観光部、2011年～2015年の外来観光客の実態調査を参照に作成

以上から、国別、または旅行需要別に、宿泊施設に対する期待や満足度には差異がありその特性を踏まえたうえで、宿泊施設の需給方策を練る必要があると考える。

Ⅲ. 韓国における宿泊施設の法的位置づけ

1. 宿泊施設の種類

(1) 観光振興法による宿泊施設の種類¹³

観光振興法は、観光資源の開発、育成と観光振興に寄与することを目的に制定され、観光宿泊施設に関する登録手続きや登録基準などを規定している。2015年現在、観光振興法上の宿泊施設は、ホテル業、休養コンドミニウム業、観光便宜施設業等に大別され、更にホテル業は観光ホテル業、韓国伝統ホテル業、家族ホテル業、ホステル業、小型ホテル業、医療観光ホテル業に区別されている。

①ホテル業

ア、観光ホテル業

観光客の宿泊に適合する施設を備え、これを観光客に提供する他、宿泊に伴う料飲、運動、娯楽、休養、公演、研修に適合する施設等を併せ持ち、観光客に提供する施設である。観光ホテルの品質の向上やホテル利用者の便宜を図るため、等級を特1級～3級までの5段階で設定していたが、2015年、新たに導入された制度では、1星～5星の5つの星で等級を分類した。2015年現在、等級別ホテルの軒数は以下のとおりである。

図6. 観光ホテル業の現況

区分	5星	4星	3星	2星	1星	特1等級	特2等級	1等級	2等級	3等級	等級無し	総計
個数	11	1	19	32	21	75	114	133	83	135	283	907
客室数	4,445	215	2,042	1,796	941	24,820	21,727	13,599	6,094	8,225	17,822	101,726

注：等級無しの場合は、新規登録業態及び等級有効期間が満了したもので、2015年12月現在、有効等級を持っていない。2018年までは新・旧の等級が並行して運用される。

出典：文化体育観光部、2015年基準観光動向に関する年次報告書、251頁を参照に作成。

イ、水上観光ホテル業

水上の建物、または、船舶を固定させ、観光客の宿泊に適合する施設を備える他、それに付随する施設を備え、サービスを提供する施設である。2000年に初めて釜山海雲台に50室の水上観光ホテルが登録されたが、台風により閉鎖となり、現在は¹⁴存在しない。

¹³ 法制処、法令情報、観光振興法、www.moleg.go.kr

¹⁴ 文化体育観光部、2015年基準観光動向に関する年次報告書、2016年、256頁

ウ、 韓国伝統ホテル業

建築物の外観が伝統家屋の形態を備えたもので、宿泊に適合する施設とそれに付随する施設を備え、サービスを提供する施設である。1991年に済州島で初めて登録され、2015年現在6軒、157室が登録¹⁵されている。

エ、 家族ホテル業

家族単位の観光客に適合する宿泊施設及び炊事場を備え、自炊利用ができる他、宿泊に伴う飲食、運動、休養または、研修に適合する施設を共に備え、サービスを提供する施設である。家族単位の観光需要に対応する国民福祉のために導入されたものである。2015年現在、121軒、10,389室が登録¹⁶されている。

オ、 ホステル業

バックパッカーなど個人観光客の宿泊に適合する施設で、シャワー室、炊事場等の施設と外国人と自国民が文化や情報の交流を図れる施設を共に備え、利用できる施設である。

2009年に追加された業種で、宿泊料金がゲストハウスよりは高く、ビジネスホテルよりはやや安い水準の宿泊施設¹⁷として、2015年現在232軒、4,889室が登録¹⁸されている。

カ、 小型ホテル業

観光客の宿泊に適合する小規模施設（客室30室未満）を備え、また、宿泊に伴う料飲、運動、娯楽、休養、公演、研修に適合する施設などを備え、観光客にサービスを提供する施設である。ブティックホテルなど、客室数は少ないが、特色がある宿泊体験を求めるニーズに応えるため、2013年から追加され、2015年現在13軒、265室が登録¹⁹されている。

キ、 医療観光ホテル業

医療観光客に適合する宿泊施設であり炊事施設や宿泊に伴う飲食、運動、休養に適合する施設を備え、主に外国人観光客を対象とした施設である。医療観光の活性化を目的に2013年追加されたが2015年現在登録²⁰されているホテルは存在しない。

¹⁵ 同上

¹⁶ 同上

¹⁷ キム・ジンス、国内観光産業の両極化問題及び改善方向、Hotel & Restaurant マガジン、www.hotelrestaurant.co.kr、2016年4月5日

¹⁸ 文化体育観光部、2015年基準観光動向に関する年次報告書、2016年、257頁

¹⁹ 同上

²⁰ 同上

②休養コンドミニアム業

施設の会員や共有者や観光客の宿泊と炊事に適合する施設を備え、宿泊に伴う飲食、運動、娯楽、休養、公演、研修等に適合する施設を備え、サービスを提供する施設である。1982年に追加されて以降、国民の主要宿泊施設として捉えられており、2015年現在209軒42,796室が登録²¹されている。

③観光客便宜施設業²²

観光客便宜施設業とは、観光事業のうち旅行業、観光宿泊業、観光客利用施設業、国際会議用施設業を除いた事業や施設で、観光振興に役に立つと認められるもので、「観光振興法」が定める規定により、地方自治体長または、地域別観光協会が指定するものである。

ア、外国人観光、都市民泊業

住民が居住している住宅を利用し、韓国の家庭文化の体験に適合する施設を備え、外国人観光客に泊食などを提供する施設で、2011年に導入され、2015年で1,209カ所が指定²³されている。

イ、観光ペンション業

自然、文化、体験観光に適合した施設を備え、運営者がそれら体験型サービスを提供できる施設である。2015年、386カ所が指定²⁴されている。

ウ、韓屋体験業

韓屋での宿泊に適合する施設を備え、観光客に提供する他、宿泊に伴う食事体験やその他の伝統文化の体験に適合するサービスを提供する施設である。2009年に新設され、2015年1,065カ所が指定²⁵されている。

(2)「公衆衛生管理法」上の宿泊施設の種類²⁶

保険福祉部所管の公衆衛生管理法は、国民の衛生水準の向上を図り、国民の健康増進に寄与することを目的に制定されており、宿泊施設の種類は、炊事施設の有無によって、一般宿泊施設と生活宿泊施設に分類される。

²¹ 同上

²² 法制処、法令情報、観光振興法、www.law.go.kr

²³ 文化体育観光部、2015年基準観光動向に関する年次報告書、2016年、273頁

²⁴ 同上

²⁵ 同上

²⁶ 法制処、法令情報、公衆衛生管理法、www.law.go.kr

① 一般宿泊業

宿泊滞在できる施設（炊事施設は除外する）であり、施設設備利用等のサービスを提供する事業で、一般的には旅館²⁷、モーター²⁸などがこれに含まれる。

② 生活宿泊業

宿泊滞在できる施設（炊事施設を含む）であり、施設設備利用等のサービスを提供する事業で、レジダンス（serviced residence）などがこれに含まれる。

表7. 公衆衛生管理法上の宿泊施設の数

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
事業者数	30,651	30,673	30,640	30,746	30,880

出典：国家統計ポータルサイト、<http://www.kosis.kr>

IV. 韓国における宿泊施設の供給活性化に向けた取組み

1. 宿泊施設拡充のための政策

韓国における観光宿泊施設充実に向けての取組みは、1961年の「観光事業振興法」の制定と同時にスタートした。その後、更なる充実を図るため、1986年、1997年、2012年の3回にわたり「特別法」が制定された。それぞれの特別法について時系列に分析すると、まず、1986年の特別法であるが、この特別法は、1988年末まで適用されたもので、アジア大会とソウル・オリンピックを控え、この国際的イベントを混乱なく成功裏に開催するため、観光客の受け入れ態勢の拡充を目的に「オリンピック等を控えた観光宿泊業などの支援に関する法律」であった。この特別法により、1987年と1988年、観光ホテルの建設ラッシュが現出した。3,990室のホテル客室が新たに供給され宿泊施設の拡充に大きな影響を及ぼしたとされる²⁹。

その後、1997年、再び「宿泊施設の支援などに関する特別法」³⁰が制定され、2002年末まで適用された。これは、2000年のASEM、2002年のワールドカップ、アジア大会などの開催を控え、観光宿泊施設の拡充と共に、宿泊施設のサービス改善を支援し、宿泊産業発展にむけての基盤整備が目的であった。当該特別法では、観光ホテル施設の建設に必要な行政手続きの簡素化や、観光ホテルを建設する際の土地の造成面積、建築規模、付設駐車場の設置基準などの規制が

²⁷ 日本の旅館とは異なり、食事や飲料などが提供できる付帯施設はなく、客室のみを備えている低価格の宿泊施設

²⁸ 外国では自動車を用いる旅行者のための宿泊施設であるが、それとはことなり、韓国では、旅館とほぼ同様の宿泊施設

²⁹ 韓国観光公社、通史編—半万年の大韓民国の価値を高めた観光振興の半世紀、176頁

³⁰ 法制処、観光宿泊施設支援などに関する特別法、www.law.go.kr

緩和された。また、交通誘発負担金や、環境改善負担金などの各種負担金の減免などの支援規定を設けるとともに、サービスの善のために観光宿泊業者に対して、従業員に対する資質向上のための教育の実施を義務化した³¹。当該特別法の制定による効果についてキムとユ（2002）³²は、観光ホテル数が1997年から2001年で、457軒から488軒へと、年平均6.7%増加し、客室数が48,078室から52,073室、年平均8.3%増加し、制定前の同じ期間と比較すると、年平均増加率が2倍近くとなり、観光宿泊業の発展に大きな役割を果たしたと評価している。また、この特別法が施行された期間に、公衆衛生管理法による一般宿泊業のうち、4,238軒（2002年4月基準）を指定宿泊業者と指定し、'World Inn'と命名された中低価格帯の宿泊施設との共同予約システムを構築し運用を行い、その後のインバウンド旅行における宿泊施設利用の多様化に寄与したと評価している。

次に、2011年「観光宿泊施設の拡充・支援等に関する特別法」³³が制定され、2015年までの運用予定であったが1年間の延長となり、2016年末まで適用される予定である。

この特別法は、インバウンド観光客の2,000万人の時代を迎えるにあたり、新規ホテルの建設手続きを簡素化し、観光ホテルの拡充期間を大幅に縮め、とりわけ、ソウルを中心とした首都圏の宿泊不足問題を解消することと、中低価格帯のビジネスホテルの新規建設のための規制緩和に対応するなど、観光宿泊施設の拡充の基盤整備を目的としている。具体的な中身は、2015年までに総部屋数3万8,000室の拡充³⁴を目標に、事業計画の承認や建築許可など、観光ホテルの建設の手続きを簡素化、観光振興開発基金の優先的支援、容積率や駐車場に対する特例を適用、グローバルなホテルチェーンブランドと契約を締結する場合、優先的に支援を行うなどである³⁵。

特別法を制定した2011年以降、新規ホテル数と客室数の増加率を見ると、新規ホテル数は2011年644軒だったのが、2015年907軒へと、約40.8%増加しており、客室数は2011年70,763室から2015年101,726室へと約43.7%増加した³⁶。また、韓国観光サービス評価院のキム院長³⁷によると、当該特別法は、中低価格帯のビジネスホテルの建設促進に影響を与えたとされる。特級ホテルの業界がセカンドブランドを増やし³⁸、特にソウル市において、ビジネスホ

³¹ キムヒャンジャ・ユジュン、観光宿泊施設支援などに関する特別法の効果分析、韓国観光研究院、2002年、7月、要約vii頁

³² 同上、要約ix頁

³³ 法制処、観光宿泊施設拡充のための特別法、www.law.go.kr

³⁴ チェヒョンギョン・キムジンヨン、ホテル産業の供給周期と規制研究、産業研究院、2013年、59頁

³⁵ 法制処、観光振興法、www.law.go.kr

³⁶ 文化体育観光部、2015年基準観光動向に関する年次報告書、2016年、年度別観光ホテル客室増加の推移を参照

³⁷ キム・ジンス、国内宿泊産業の両極化問題及び改善方向、Hotel & Restaurant マガジン、www.hotelrestaurant.co.kr、2016年4月5日

³⁸ 例えば、'ホテル・リッツ'が2011年～2012年の期間に韓国においてビジネスホテル4軒をオープンしている。（文化体育観光部、世界ホテル産業の動向と未来研究、2012年、104頁）